

【12】内陸県（海無し県）には一級河川しか無い？

表題の主張を聞くとハテナと一瞬とまどいますが、現行の河川法の規則からはそうなるのです。

47都道府県のうち、内陸県は東から栃木、群馬、埼玉、山梨、長野、岐阜、滋賀、奈良の8県ですが、山梨県を除く7県の河川は本川、支川を問わず法河川であればすべて一級河川であって二級河川はありません。

奈良県を例にとると、県北の大和川、県中央部を東西に流れる紀ノ川（吉野川）、県南の熊野川（十津川）そして県北東部の淀川の支川の一つの名張川と4つの大河川またはその支川が流れており、県土すべてがそれらの河川の流域になっています。

言い換えると奈良県は淀川、大和川、紀ノ川、新宮川（水系名）の4つの一級水系の流域で県土全部がカバーされているということです。

このように内陸県7県において県全体が一級水系の流域となり河川はすべて一級河川となりますが、その理由は河川法にあります。

河川法に定める二級河川はそもそも一級水系以外の水系の河川ですから、一級河川と二級河川が同一水系で混在することはありません。

一級水系は河川法により政令で定められますが、このとき2つ以上の都県にまたがる水系は一級水系とするように定めるとされています。

雨量の多いわが国では河川は乾燥国や砂漠国と異なり、そのすべてが海に流入しますから、海のない内陸県の河川は海のある都府県へ流れ、そこを経由して海に入ることになります。

すなわち内陸県の河川は2つ以上の都県を通りますから、上の規定で一級水系の河川、すなわち一級河川ということになります。

さて、始めに内陸県でも山梨県だけは別と言いましたが、実は山梨県の富士山麓の富士五湖のうちの3湖（西湖、精進湖、本栖湖）は富士山の溶岩流に堰止められて閉鎖水域となっています。砂漠の塩湖と同じように流出河川が無く、流入河川及び湖は二級河川として山梨県の管理になっています。

雨の多い地域にもかかわらず、これら3つの湖がそう大きさを失うことなく長年にわたり維持されているのは、地下を通して一級河川相模川の流域につながっていると思われませんが、表流水を見る限りは閉鎖された湖になっています。山梨県は内陸県にもかかわらず二級河川がある特異な県なのです。